平成２３年（フ）第１６号
新潟市北区葛塚4732番地
債務者　小林　政明
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７号
新潟市北区葛塚4732番地
債務者　小林一二三
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８号
新潟市北区大月甲1653番地、前住所新潟市北区東栄町３丁目２番15号
債務者　小林美恵子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８１号
新潟市西蒲区橋本1072番地42、住民票上の住所新潟市西蒲区仁箇2745番地56
債務者　吉田　　努
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８４号
新潟市秋葉区横川浜516番地　小須戸文京町住宅２種簡２棟80号、前住所あり新潟市秋葉区横川浜512番地１　文京町住宅35号
債務者　長澤　文雄
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８５号
新潟市秋葉区横川浜516番地　小須戸文京町住宅２種簡２棟80号、前住所あり新潟市秋葉区横川浜512番地１　文京町住宅35号
債務者　長澤ツヤ子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１号
金沢市みどり１丁目178番地　市営住宅Ｅ１棟302号
債務者　星　　曜子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３４号
金沢市笠舞１丁目６番９号　アドニス203号、従前の住所金沢市辰巳町ロ61番地２
債務者　吉岡　淑英
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７４号
石川県白山市宮永町317番地２　ビハーラ宮永101号室
債務者　丸山　琴子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６６号
静岡県三島市南二日町27番36号　ファミーユ二日町105、前住所静岡県藤枝市清里２丁目24番地の12
債務者　播磨　恵美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４０号
三重県多気郡多気町相可1028番地１　ウォーターヴァレイⅡＡ　Ａ―２
債務者　長谷川勇二
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１８９号
京都府木津川市南加茂台14丁目８番地16
債務者　宮本美智子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
京都市下京区河原町通五条上る西橋詰町777番地　プラタラク503号
債務者　金坂　詩野（債務発生時の姓得田）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
京都府南丹市美山町豊郷下側41番地
債務者　木村　純三
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
京都府相楽郡精華町桜が丘３丁目32番地20　乾ハイツ101号
債務者　宮本　英子（債務発生時の姓名孫英順）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
京都市南区吉祥院西浦町138番地　コーポ石原１棟103号
債務者　小野　博道
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３２７号
京都市伏見区小栗栖森本町13番地　市営住宅小栗栖団地17―107
債務者　宮本　京子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係